

第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画 (改訂版)

令和2（2020）年3月
(令和7（2025）年3月改訂)

栃 木 県 佐 野 市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 見直しの趣旨	1
2 見直しの背景（この5年間の動き）	1
3 基本計画の基本理念と目標（現計画を再掲）	2
4 見直しの方針	3
5 見直しの構成	4
第2章 人権の現状と課題・今後の施策	5
1 女性	5
2 こども	8
3 高齢者	11
4 障がいのある人	13
5 部落差別（同和問題）	16
6 外国人	18
7 感染症に関する差別・ハンセン病患者及び元患者やその家族	19
8 インターネットによる人権侵害	21
9 性的マイノリティに関する人権	22
10 その他の人権課題	24
(1) 犯罪被害者とその家族	
(2) アイヌの人々	
(3) 犯罪や非行をした人	
(4) 拉致被害者	
(5) 大規模災害の被災者・避難者	
(6) ホームレス	
(7) 人身取引（トラフィッキング）による被害者	
第3章 様々な場を通じた人権教育・啓発の推進	28
1 学校等	28
2 家庭	30
3 地域社会	31
4 企業・団体等	33

第4章 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進……	34
1 市職員等 ……………	34
2 教職員・社会教育関係者 ……………	35
3 医療関係者 ……………	35
4 福祉関係者 ……………	36
5 マスメディア関係者 ……………	36
第5章 基本計画の推進（現計画を再掲）……………	37
1 基本計画の推進体制 ……………	37
2 国・県、企業等との連携 ……………	37
3 基本計画の進行管理と見直し ……………	37
用語解説（アルファベット順、50音順）……………	38
資料編	
・世界人権宣言……………	43
・持続可能な開発目標（SDGs）……………	48
・日本国憲法（抄）……………	49
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律……………	51
・栃木県人権尊重の社会づくり条例……………	53
・佐野市自治基本条例……………	55

本文中、(※)の用語は、用語解説にアルファベット順、50音順で説明しています。

第1章 基本的な考え方

1 見直しの趣旨

本市では、令和2（2020）年3月に「第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画」（以下、「現計画」という。）を策定し、令和2（2020）年度からの10年間を推進期間として、様々な人権施策を推進してきました。

計画策定後において、こども基本法、性的指向及びジェンダーアイデンティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等の新たな法律が施行されるとともに、人権に関する法律の改正が行われました。

また、新たな人権課題として、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や誹謗中傷等が社会問題となりました。

現計画は、必要に応じて適宜見直しを行うことになっており、国、県の動向及び社会状況の変化を踏まえ、また、令和6（2024）年度が推進期間の中間年にあたるため、一部見直しを行い、「第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画」を改訂するものです。

2 見直しの背景（この5年間の動き）

計画策定後の人権を取り巻く状況を見ますと、世界的な変化として、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大があります。新型コロナウイルス感染は、令和元（2019）年12月初旬に中国の武漢市で1例目の感染者が報告され、日本では令和2（2020）年から流行し、私たちの生活に多大な影響をもたらしました。未知のウイルスへの不安から、コロナ差別も生まれました。こうした中、令和3（2021）年に開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」では「心のバリアフリー（※）」や「ユニバーサルデザイン（※）」に基づいたまちづくりが進められました。

また、こどもや女性、性的マイノリティの方々の人権問題のほか、インターネットによる差別が深刻な問題となっています。SNS（※）の普及により、手軽に情報を収集・発信できるようになりましたが、一方で、プライバシーの侵害、誹謗中傷、デマの配信・拡散、個人情報の流出などの人権侵害が発生しており、プロバイダ責任制限法の改正により、対応が進められています。

こどもの人権を取り巻く動きとしては、「こども基本法」が令和5（2023）年4月に施行され、「こども家庭庁」が設立されました。女性の人権をめぐっては、G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が令和5（2023）年に開催され、ジェ

ンダーに基づく暴力を容認しないなどのG7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）が採択されました。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、取組がスタートしました。

国連が持続可能な開発目標（SDGs）（※）を公表して以来、私たちは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指してきました。令和12（2030）年の目標達成まで5年となり、SDGsの面からも、人権課題の解決に向けた更なる取組が求められています。

3 基本計画の基本理念と目標 （現計画を再掲）

（1）基本理念

人権とは、誰もが生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく幸福に生きていくための、誰からも侵されることのない基本的権利です。全ての人が個人として尊重され、様々な属性に基づく人権が擁護されることは、平和で、自由で、希望に満ちた、活力のある社会をつくるための基礎をなすものであり、市民一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会の基礎的条件です。

しかし、基本的人権が憲法に保障されているとはいえ、現実には様々な人権侵害が生じています。新たな人権問題が発生した場合は、人権尊重の観点に立ち、適切に対応していきます。

この基本計画は、人権の尊重が、SDGsに示された様に、世界共通の行動基準であることを踏まえ、学校、家庭、地域社会、企業・団体等、様々な場を通じて、市民一人ひとりが発達の段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを理念とします。

（2）目標

市民一人ひとりが自分の人権だけではなく、お互いに人権を尊重し合い、自分の権利の行使に当たっては責任を自覚し、共に生きることのできる社会の実現を目指す必要があります。

そこで、本市では、次の項目を基本計画の目標とします。

- ① 市民一人ひとりが、日常生活の中でお互いを理解し、尊重し合い、共に支え合いながら、個々の人権を尊重する地域社会の形成を推進します。
- ② 市民の主体的な学習活動を支援するとともに、様々な場を通じ、その発達の段階に応じた人権教育を推進します。
- ③ 市民に対する人権啓発活動の充実を図ります。

4 見直しの方針

今回の見直しは、10年計画の中間見直しであることから、現計画本体は変更せず、人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえながら、施策に係るこの5年間の動きに触れるとともに、従来の人権課題の名称変更等を行います。

見直しの主なポイント

○人権課題の名称変更

- ・「子ども」→「こども」
- ・「同和問題（部落差別）」→「部落差別（同和問題）」
- ・「H I V感染者・ハンセン病患者及び元患者」→「感染症に関する差別・ハンセン病患者及び元患者やその家族」
- ・「性自認と性的指向に関する人権」→「性的マイノリティに関する人権」
- ・「刑を終えて出所した人」→「犯罪や非行をした人」

○施策に係るこの5年間の動きと人権課題ごとに追加すべき事項等を記述

○各ページの用語解説を集約

R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
			(中間年に見直し)						
「第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画」 令和2(2020)年度～令和11(2029)年度					「第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画」(改訂版) 令和2(2020)年度～令和11(2029)年度				
	現計画				今回策定				

5 見直しの構成

【現計画】

第1章 基本的な考え方

- 1 基本計画策定の背景
- 2 基本計画策定の趣旨
- 3 基本計画の基本理念と目標
- 4 基本計画の推進期間

第2章 人権の現状と課題・今後の施策

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がいのある人
- 5 同和問題（部落差別）
- 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者
- 8 インターネットによる人権侵害
- 9 性自認と性的指向に関する人権
- 10 その他の人権課題

第3章 様々な場を通じた人権教育・啓発の推進

- 1 学校等
- 2 家庭
- 3 地域社会
- 4 企業・団体等

第4章 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

- 1 市職員等
- 2 教職員・社会教育関係者
- 3 医療関係者
- 4 福祉関係者
- 5 消防職員
- 6 マスメディア関係者

第5章 基本計画の推進

- 1 基本計画の推進体制
- 2 国・県、企業等との連携
- 3 基本計画の進行管理と見直し

資料編

【改訂版】

第1章 基本的な考え方

- 1 見直しの趣旨
- 2 見直しの背景（この5年間の動き）
- 3 基本計画の基本理念と目標
（現計画を再掲）
- 4 見直しの方針
- 5 見直しの構成

第2章 人権の現状と課題・今後の施策

- 1 女性
- 2 こども
- 3 高齢者
- 4 障がいのある人
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 外国人
- 7 感染症に関する差別・ハンセン病患者及び元患者やその家族
- 8 インターネットによる人権侵害
- 9 性的マイノリティに関する人権
- 10 その他の人権課題

第3章 様々な場を通じた人権教育・啓発の推進

- 1 学校等
- 2 家庭
- 3 地域社会
- 4 企業・団体等

第4章 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

- 1 市職員等
- 2 教職員・社会教育関係者
- 3 医療関係者
- 4 福祉関係者
- 5 マスメディア関係者

第5章 基本計画の推進 （現計画を再掲）

用語解説（各ページから集約）

資料編

第2章 人権の現状と課題・今後の施策

平成 27（2015）年に国連で採択された合意文書「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、17 の持続可能な開発目標（SDGs）を 2030 年までに達成することが公約されています。その合意文書の前文では、「誰一人取り残さないこと」が宣言されていることから明らかなように、SDGs の基盤には人権尊重という理念があります。

すなわち、各国や各地域・自治体の中で、貧困や格差をなくしていくこと、教育や福祉、医療や保健といったサービスが受けられること、十分な食料や安全な飲料水が手に入ること、人間らしい、働きがいのある仕事をする事、気候変動や自然災害に耐えるまちづくりを進めること、豊かな生態系や自然環境が守られること、そして、あらゆる形態の暴力や搾取などが無いこと。これらはすべて地方の行政組織としても取り組むべき重要な課題であるとともに、各部署の業務はすべて人権を尊重することと密接に関係していることを意味しています。

さらに、合意文書は世界人権宣言や国連憲章などにのっとり、人種や性別、言語や宗教、国籍や出自、貧富や障がいの有無に関係なく、すべての人の人権と基本的な自由が尊重されるべきだと述べています。そして、社会の中で脆弱な立場に置かれてきた女性や子ども（特に女兒）をはじめ、若者や高齢者、障がいのある人、HIV／エイズと共に生きる人々、先住民族、難民や移民などの能力を強化することを訴えています。

こうした国際的な動向や人権意識の高まりを理解しながら、日本社会や私たちの地域社会の中で脆弱な立場に置かれてきた人々の人権の現状と課題、今後の施策を見ていくこととしましょう。

1 女性

（1）現状と課題

私たちの社会では、「男は仕事、女は家庭」、「女性は管理職に向いていない」といった性別役割分担の考え方があり、男女の生き方が固定されてきました。

男女平等の観点から、こうした考え方を見直し、男性も女性も、ともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、国では多くの法整備を行い、女性の社会進出を進めてきました。これにより固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されてきているものの、いまだに社会における男女の格差は残されています。

令和 6（2024）年に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数では、日本は 146 カ国中 118 位となり、順位は前年度より上がったものの、更な

る男女共同参画の取組みが求められる結果となりました。

男女共同参画社会の実現のためには、学校や家庭、地域社会等あらゆる分野で男女平等についての意識の醸成を図ることが必要です。そのため、学校においては、発達段階に応じ人権尊重を基盤とした男女平等の教育を、地域においては、こどもから高齢者まで生涯にわたる男女共同参画に関する学習機会を、そして家庭においては、家族全員の意識改革を図ることが必要です。社会においては、政策や方針などを決定する場における女性の登用を進めるとともに、女性の人材育成や支援を図ることが必要であり、特に働く場において女性が活躍できるよう取組を進める必要があります。

また、女性の人権を侵害することが多い、DV（ドメスティック・バイオレンス）（※）や、職場でのセクシュアル・ハラスメント（※）やマタニティ・ハラスメント（※）等の解消に努め、誰もが安心して生活できる社会を構築していかなければなりません。あらゆる嫌がらせや暴力を許さない取組や、被害者の支援を行う体制の整備が求められています。

令和5（2023）年には、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメント（※）に関するG7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）が採択され、男女共同参画推進に向けた気運の醸成が図られつつあります。

男女が性別に関係なく、良きパートナーとして、お互いに理解し合い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、意識改革にどう取り組んでいくかが課題となっています。

（2）施策の基本的方向

① 女性の人権の確立

ア 「女子差別撤廃条約」の普及・啓発

我が国の男女共同参画の取組は、国際婦人年や女子差別撤廃条約などの国際的な動きとともに進められており、国際理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

イ 女性に対する暴力の根絶の取組

DV等は人権侵害であり、また、男女が社会の様々な分野における活動に参画していく妨げとなるものです。DVやセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント（※）をはじめ、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくための啓発を推進します。

ウ 女性の身体的特性の尊重

女性の「性」が人権として尊重されるよう、身体的特性の違いや思春期、妊娠・出産が可能な年代を経て、更年期、高齢期などといった、年代における健康の重要性に対する正しい知識と理解を深めるとともに女性の健康づくりを進めます。

また、学校、家庭、地域社会等と連携し、発達の段階に応じた性に関する指導の推進や、女性の「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（※）」を確立するための、性

の尊厳についての理解を深める教育の推進に取り組みます。

エ メディアにおける女性の人権尊重の推進

メディアからの様々な情報を男女共同参画の視点に立って、主体的に読み解いていく能力を養うための研修会等を実施します。

また、メディア表現について、男女共同参画の視点に立ったものとなるよう、啓発・情報の提供を行います。

オ 相談体制の充実

民間の相談機関や女性相談員を中心に、DV、ストーカー、離婚などの相談・支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。

また、警察、女性相談支援センター等の関係機関と連携を図ります。

② 男女共同参画を推進するための意識の改革

ア 男女平等意識の醸成

学校、家庭、地域社会等の中で固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成が図れるよう啓発活動を推進します。

イ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

学校教育においては、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

社会教育においては、こどもから高齢者まで、幅広く男女共同参画について理解を深め、市民みんなで推進していくことができるよう、学習機会の充実に取り組みます。

家庭教育においては、男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進や相談体制の充実に努め、家庭における教育力の向上を支援します。

③ 女性のエンパワーメントの推進

ア 政策・方針決定の場への女性参画の促進

政策・方針の決定過程に女性の参画を促進するため、市の審議会等における女性の登用を拡大するとともに、事業所、団体等にも女性の参画について働きかけます。また、女性自身のエンパワーメントの促進を図るため、女性の人材育成や再就職等への支援を推進します。

イ 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

家庭や地域社会で固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がお互いに協力し、人権が尊重される住み良い環境づくりに努めます。

ウ 働く場における男女平等の実現

女性であるというだけの理由で働く権利が阻害されることなく、男女共に健康で働きやすい労働環境づくりを促進します。また、関係機関と連携を図りながら、企業啓発を推進し、働く場における男女平等の実現に取り組みます。

<主な関係法令・計画等>

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律〈男女雇用機会均等法〉
- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- ・男女共同参画社会基本法
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〈DV防止法〉
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〈女性活躍推進法〉
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ・佐野市男女共同参画推進条例
- ・佐野市男女共同参画都市宣言
- ・佐野市男女共同参画プラン（第4期）

2 こども

（1）現状と課題

こどもを取り巻く環境は、急速な少子化や核家族化、また、共働き世帯の増加等により、日々大きく変化しています。特に近年では「こどもの貧困」(※)が深刻な社会問題として議論されるようになっていきます。厚生労働省の令和3(2021)年公表の国民生活基礎調査によれば、こどもの貧困率は11.5%で、8人に1人のこどもが「相対的貧困」(※)の状態にあると報告されています。

家庭においては、保護者の過干渉やこどもに対する虐待などの問題が生じています。児童への虐待相談は、年々増加傾向にあり、この背景にあるのは、家庭の経済状況の変化、こどもの貧困、地域のつながりの希薄化など様々な要因であると考えます。

さらに少子高齢化、核家族化が進んだことや、共働き世帯が増加したことにより、家庭内のケアや家事の担い手が減り、その負担がこどもに及んでいることでヤングケアラー(※)のように『こどもらしく生きること』が難しくなってしまう状況が起きています。

また、学校では、いじめや不登校などの生命に関わる重大な問題も起きています。生命(いのち)の安全教育などにより、生命の尊さを学び、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることが求められています。

地域社会においては、地域のつながりの希薄化などにより、社会性の欠如が問題になっています。こうした問題を解消するため、家庭や学校以外の「こどもの居場所」を作り、地域の人と人とのつながりの中で、孤立化を防ぐ取組も見られるようになりました。

学校、家庭、地域社会等が互いに連携を図り、それぞれの機能を十分発揮し、こどもの人権尊重と人権の擁護に向けた取組を推進し、適切に対応していくことが大きな課題となっています。

（２）施策の基本的方向

① こどもの人権を尊重する教育・啓発の推進

ア 「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の普及・啓発

こどもの健全な成長発達を保障するためには、こどもを権利の主体者として捉えることが重要であり、こどもを始め、保護者等に「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の趣旨や理念及び内容の普及と啓発に努めます。

イ 個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実

学校では、一人ひとりのこどもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働することができるような教育の充実を図ります。

ウ いじめの防止対策の取組

いじめは絶対許さないという強い認識の下、全校体制で、いじめの未然防止に努めます。いじめの兆候を察知した場合は、いじめられている児童生徒の立場に立って、早期対応、早期解消に当たります。

また、関係機関等の連携や相談機関の設置をはじめ重大事態への対応など学校や市が講ずべき措置に対して速やかに取り組めます。

さらに、学校、家庭、地域社会等が一体となったいじめ防止やこどもが主体的に問題解決に取り組むよう支援します。

エ 教職員の研修等の充実

教職員一人ひとりが、確かな人権感覚・人権意識を身に付け、児童生徒の心の痛みに気づけるよう、研修等を充実します。また、生命（いのち）の安全教育について情報提供を行います。

学校訪問等を通じ人権尊重の理念について共通理解を図るとともに、年次別の研修、管理職や対象者別の研修など各種研修会を開催し、教職員の人権意識と指導力の向上を図ります。

オ 教育相談体制の充実

いじめや不登校をはじめ、こどもの人権問題について、児童生徒、保護者及び学校への指導や支援が迅速に行えるよう、市教育センターでの相談活動を推進するとともに、関係機関との連携に努めます。

② 安心して子育てのできる環境づくりの推進

ア 市民意識の醸成

学校、家庭、地域社会等の全体で子育てを支援するため、啓発活動を推進し、子育てに対する市民の意識を醸成します。

イ 子育てと家庭に関する相談の充実

家庭における子育て機能の充実や、子育てについての悩みや不安の軽減を

図るため、こども家庭センターを核として、子育てに関する相談や情報提供、交流機会の提供など子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。

ウ こどもの健全育成の推進

社会性や自立性を育むために、ボランティア活動などの地域社会への参加活動や自然とのふれあいの場を提供し、様々な体験と、多様な人々との出会いの中で、人権尊重の精神と社会の一員としての役割の自覚を促すとともに、こどもの健全育成を目指します。

エ 「人権を大切にできる心育てる」保育の推進等

公立保育所においては、保育所保育指針に基づいて、家庭との連携の下、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達の段階に応じて、「人権を大切にできる心育てる保育」の推進に努めます。

また、民間の認定こども園、幼稚園及び保育所等においても、家庭との連携の下、「人権を大切にできる心育てる教育」が推進できるよう支援に努めます。

オ ヤングケアラーに関する対策の推進

ヤングケアラーとその家庭の早期発見のために、正しい理解の促進及び相談窓口の周知を行い、適切な支援につなぐために関連機関との連携強化を図ります。

③ 児童虐待の防止対策の推進

ア 児童虐待防止体制の充実

児童虐待を早期に発見し関係機関が連携して対応するため、平成 17(2005)年に設置した、「佐野市要保護児童対策地域協議会」の円滑な運営を図るとともに、こども家庭センターの機能の充実に努めます。

イ 相談事業の充実

児童虐待の未然防止とその解決を図るため、児童相談所や警察等関係機関との連絡を密にし、相談事業の充実に努めます。

ウ 広報・啓発活動の推進

児童虐待がこどもに及ぼす影響、虐待の禁止、虐待に関わる通告義務等について、必要な広報、その他啓発活動を推進します。

<主な関係法令・計画等>

- ・ こども基本法
- ・ 教育基本法
- ・ 児童福祉法
- ・ 児童の権利に関する条約
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

- ・児童虐待の防止等に関する法律
- ・次世代育成支援対策推進法
- ・少子化社会対策基本法
- ・こどもの街宣言
- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- ・子ども・子育て支援法
- ・佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例
- ・佐野市いじめ問題対策委員会条例
- ・佐野市いじめ問題再調査委員会条例
- ・第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画
- ・佐野市教育振興基本計画

3 高齢者

(1) 現状と課題

本市では、総人口の3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。（高齢化率：令和6（2024）年4月30日現在、31.87%）ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、寝たきりや認知症などで介護や支援を必要とする高齢者が増加しています。介護の負担の増加により、身体的・心理的・経済的虐待や、介護放棄などの高齢者虐待も懸念される状況となっており、市では、介護予防や生活支援サービスの充実を図っています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺などの犯罪も多発しており、注意喚起が必要です。

そのため、高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるための教育・啓発を推進することが大切です。

高齢者が、健康で様々な社会活動に参加するなどの生きがい・役割を持ち、住み慣れた地域で安心した生活を送ることのできる、高齢者にやさしいまちづくりを推進していくことが重要な課題となっています。

(2) 施策の基本的方向

① 高齢社会に対する教育・啓発の推進

ア 高齢者福祉教育の推進

学校においては、児童生徒が高齢社会及び高齢者の人権問題等について、理解を深めるための教育を推進します。

そのため、学校や地域の実情に即して、高齢者を運動会等へ招待したり、児童生徒がデイサービスセンターを訪問したり、高齢者が講師となって行う授業などを通して、高齢者から学び、交流することにより、共感的理解を深

める教育の充実に努めます。

イ 地域社会での啓発活動の推進

多くの市民が高齢者の福祉について関心と理解を深めるため、地域社会での啓発活動を推進するとともに、人権意識の高揚に取り組みます。

また、若い人たちが高齢者に対する理解を深めるため、世代間の交流事業を推進します。

② 自立支援と生きがいづくりの推進

ア 介護サービスの充実

高齢者がそれぞれの責任と努力によって住み慣れた地域で尊厳を持って自立した生活が送れるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つの支援・サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の確立を目指します。

イ 社会参加活動の促進

高齢者が地域共生社会の一員として生きがいを持って社会参加できるよう、環境づくりに努めるとともに、高齢者の社会参加に取り組む団体の活動を積極的に支援します。

ウ 学習機会の確保

高齢者のニーズに応じた学びの機会を積極的に提供し、生きがいを持ちながら充実した生活を送ることができるよう支援を行います。また、「佐野市シニア地域デビュー条例」の理念から、学習、コミュニケーション、交流の機会を提供し、生涯を通じて学習できる機会の確保に努めます。

エ 雇用・就労機会の促進

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験、技能を活用し、可能な限り現役として働くことのできる社会を実現することが生きがいづくりに結び付きます。

そのため、企業等に対する高齢者雇用の啓発活動を行い、個々の状況に応じた働き方が選択できるよう、多様な形態による雇用や就労機会の促進に努めます。

③ 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が安心して生活が営め、社会参加ができるよう各種施設等のバリアフリー（※）化を促進するため、市民や企業等への意識啓発に努めます。

④ 高齢者の見守り

高齢者が安心して生活できるよう、市、地域包括支援センター、地域等が協力し合って高齢者の方を見守り、在宅生活を支援します。

⑤ 高齢者の権利擁護

ア 相談体制の充実

高齢者に対する介護や日常生活等に関する様々な相談が、いつでも気軽に受けられるよう地域包括支援センターの総合相談窓口としての機能の充実を図り、高齢者や介護者の支援を行います。

イ 権利擁護事業の普及

判断能力に不安のある認知症高齢者が地域で安心して生活していけるよう、「成年後見制度」における取組みの周知、佐野市社会福祉協議会の「とちぎ権利擁護センター あすてらす・さの」との連携による、権利擁護事業の普及を図ります。

<主な関係法令・計画等>

- ・老人福祉法
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
- ・高齢社会対策基本法
- ・介護保険法
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律〈バリアフリー新法〉
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律
- ・佐野市シニア地域デビュー条例
- ・佐野市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・第4期佐野市地域福祉計画・第4次佐野市地域福祉活動計画
- ・佐野市成年後見制度利用促進基本計画

4 障がいのある人

(1) 現状と課題

令和6（2024）年7月に旧優生保護法（※）に基づく対応が憲法違反との最高裁判決が出され、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行になるなど、障がいのある人に対する理解や取り組みが進められています。しかしながら、依然として差別的対応や、虐待などの人権問題が存在します。

このような問題を解決するには、地域社会の全ての人が、障がいのある人のことを身近に捉え、偏見や差別意識を取り除いていくことが大切です。そのため、令和6（2024）年4月には障害者差別解消法の改正により、行政機関だけではなく事業者等に対しても障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに合理的配慮の提供を求めることとなりました。

障がいのある人となない人が、共に住み慣れた地域社会で、積極的に社会参加し、お互いにわかり合える社会を築いていくためには、ノーマライゼーション（※）の理念を広く定着させるとともに、お互いの個性を認め合い、人間として尊重し

合うことのできる共生社会の実現に向けた施策に取り組むことが大きな課題となっています。

(2) 施策の基本的方向

① 障がいへの理解を深める教育の促進

ア 学校教育の充実

児童生徒が、障がい及び障がいのある人に対しての正しい認識と理解を深め、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人権と個性を尊重し合える共生社会の実現のために、学校教育の充実に努めます。

イ 特別支援教育の推進

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム（※）の更なる推進を目指し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が、その能力を伸ばし、社会参加及び自立に向けた力を養える教育環境づくりに努めるとともに、保護者に対する就学相談や学校に対する巡回相談等、相談体制の充実に努めます。

また、障がいのある児童生徒もない児童生徒も、共に理解し合いながら生活できるよう、学校や地域の実情に応じた多様な活動を通して、交流及び共同学習の推進に努めます。

ウ 社会教育の充実

広く市民が、障がい及び障がいのある人に対しての正しい認識と理解を深めていくため、社会教育機関・団体等における福祉・人権教育の充実に努めます。

エ 交流・ふれあいの場の提供

障がいのある人もない人も、共に理解し合いながら生活できるよう、交流学習、ボランティア活動など具体的な実践活動を通して、交流並びにふれあいの場の提供と機会の拡充に努めます。

オ 教職員等の研修の充実

障がい及び障がいのある人に関する正しい認識と理解を深め、適切な指導・支援ができるよう、各種研修の充実に努めます。

② 相互理解のための啓発活動の推進

ア 障がいのある人等に対する理解と社会参加の支援

市民が、ボランティア活動等を通じ障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、相互に共通理解を図るとともに、障がいのある人の社会参加を支援し、自立意識の向上を図ります。

イ 広報・啓発活動の推進

障がい及び障がいのある人についての正しい認識と理解を深め、人権侵害を防止するため、必要な広報や啓発活動を推進します。

③ 自立と社会参加の支援

ア 社会参加活動の促進

障がいのある人の生活の質の向上を目指し、文化やスポーツ、レクリエーション活動等への参加を促進します。

イ 学習機会の確保

障がいのある人が生きがいのある充実した生活が送れるよう、研修会や講演会及び各種講座の開催など、生涯を通じて学習できる場と機会の確保に努めます。

ウ 雇用・就労機会の促進

障がいのある人の経済的自立を促進するため、公共職業安定所等と連携して職業相談の充実と事業主等への啓発活動を行い、雇用と就労機会の促進に努めるとともに、雇用契約を結ぶことが難しい障がいのある人については、雇用に向けた訓練や障がい福祉関係施設内での福祉的就労を行うサービスの利用を支援します。

④ 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が安心して生活が営め、社会参加ができるよう各種施設等のバリアフリー化に努めます。

⑤ 障がいのある人の権利擁護

ア 相談体制の充実

障がいのある人やその家族が抱える様々な相談が気軽に受けられるように、障がい者相談支援事業を指定相談支援事業所に委託して実施しています。

また、自立支援協議会において、関係機関との連携を深め、相談体制の充実に努めます。

イ 権利擁護事業の普及

判断能力に不安を持つ障がいのある人が地域で安心して生活していけるよう、「成年後見制度」の周知や佐野市社会福祉協議会の「とちぎ権利擁護センター あすてらす・さの」との連携による、権利擁護事業の普及を図ります。

⑥ 障がいのある人に対する虐待防止

障がいのある人に対する虐待を防止するため、その早期発見と迅速な保護、そして養護者に対する適切な支援ができるよう、関係機関と連携を深めるとともに、必要な広報や啓発活動を推進します。

<主な関係法令・計画等>

- ・身体障害者福祉法
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- ・知的障害者福祉法

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ・ 障害者基本法
- ・ 障害者の権利に関する宣言
- ・ 発達障害者支援法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律〈バリアフリー新法〉
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・ 障害者の権利に関する条約
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律
- ・ 第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画

5 部落差別（同和問題）

（1）現状と課題

部落差別（同和問題）は、昭和40（1965）年の同和対策審議会答申によれば、日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分階層構造により、特定の地域の出身であることや、その地域に住んでいることを理由に、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれ、深刻な人権侵害を受けてきた、わが国固有の差別です。この問題を解決するために、国は様々な対策を実施してきました。この結果、同和地区と他の地域との生活実態面での格差は解消されつつあります。また、教育・啓発の実施により、部落差別（同和問題）への理解も深まってきましたが、依然として結婚問題を中心とする心理的差別が残るほか、情報化の進展に伴い、インターネットを通じた部落差別も生じています。

平成28（2016）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在も部落差別が存在していると認識し、解消することが重要な課題であり、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や強化を図り、部落差別解消を推進することとしています。

本市においても、市民への啓発や地域の生活環境の改善などに努めてきました。平成30（2018）年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、結婚差別の認知について「あなたは、現在、結婚に関して部落差別があると思いますか？」という問いに「明らかな差別がある」が4.7%、「どちらかといえば差別がある」が33.2%で、合わせると37.9%となりました。前回調査との比較では6.6%減となっているものの、多くの方が「差別がある」と答えています。

この結果を踏まえ、基本的人権の尊重という視点に立って、部落差別（同和問題）に関する正しい理解を深めるための教育・啓発の一層の充実が、今後の大きな課題となっています。

(2) 施策の基本的方向

① 人権尊重の教育の推進

ア 学校教育の充実

部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を解決するため、幅広い人権学習を通し、あらゆる差別を許さない社会の実現を目指し、行動できる児童生徒の育成に取り組みます。

また、児童生徒一人ひとりを理解し、認め、伸ばす教育の実践と、基本的人権の尊重を基盤とした研修や研究体制の充実に取り組みます。

イ 社会教育の充実

社会教育においては、広く市民を対象とした人権に関する学習機会を提供するとともに、人々の相互理解と地域社会への参加促進のため、公民館や集会所等の社会教育施設における各種交流事業の充実に取り組みます。

ウ 就学前教育の充実

公立保育所においては、乳幼児の発達の段階を踏まえた保育内容、方法等の改善と充実、及び保育士の人権感覚や人権意識の一層の向上を図るため、研修や研究体制の充実に取り組みます。

民間の認定こども園、幼稚園及び保育所等においても、積極的に就学前教育が実施されることを期待し、その支援に努めます。

また、保育等に当たっては、保護者との連携を図ることが重要であり、保育参観等の機会を捉えて、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。

② 市民意識の啓発推進

ア 啓発活動の充実

部落差別（同和問題）の解決のため、全ての市民が部落差別の不当性を正しく認識し、差別意識の解消が図られるよう市民各層を対象とした講演会や研修会の開催、啓発資料の配布、各種催し等での啓発活動等を通して、部落差別（同和問題）についての正しい理解と人権意識の高揚を図ります。

イ 人権の擁護

人権擁護機関等との密接な連携の下に、人権に関する相談等の関連事業の推進を通して、人権尊重思想の普及高揚を推進します。

③ 企業等の啓発促進

就職の機会均等や雇用の安定のため、隣保館での就労相談活動を中心に推進するとともに、佐野公共職業安定所など関係機関と連携を図り、就労相談の充実に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・ 同和对策審議会答申
- ・ 同和对策事業特別措置法

- ・地域改善対策特別措置法
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- ・部落差別の解消の推進に関する法律

6 外国人

(1) 現状と課題

グローバル化が進み、日常生活の中で外国にルーツを持つ人々（以下、「外国人」と記します）に接する機会が増えています。日本で生活する外国人は、言語や宗教、民族性や生活習慣などの文化の違いから、生活や就業などのあらゆる場面で、様々な問題に直面します。

本市における住民基本台帳の外国人登録者数は、平成 30（2018）年 12 月の 2,642 人から令和 5（2023）年 12 月に 3,257 人となり 5 年間で 615 人（23.3%）増加しています。

外国人との共生社会を目指すためには、歴史や文化、生活上の習慣やルールを互いに正しく知ることが必要ですが、相互理解が十分でないことから、とくに進学や就労の際に差別や不利益などの人権問題が生じています。また、インターネット上でのヘイトスピーチ（※）も問題となっています。

多様な文化、習慣、価値観等を正しく認識し、理解することにより、お互いの人権を尊重し合い、国籍を超えて人権が保障される社会の実現に努め、持続可能な開発のための教育（E S D）（※）などを推進することが求められています。

(2) 施策の基本的方向

① 国際理解や多文化共生を深める教育・啓発の推進

ア 異文化や多文化に関する教育活動の推進

異文化理解や多文化共生に関する教育、在日外国人教育を推進するとともに、諸外国の人々に対する差別や偏見を解消するため、正しい文化や歴史認識の醸成を図る教育の充実に努めます。

また、外国人児童生徒が自国の言語や文化や歴史等を正しく認識し、民族としての誇りをもてる指導の充実に努めます。

イ 人権啓発活動の推進

外国人に対する差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進し、より一層市民の人権感覚・人権意識を高めるよう取り組みます。

また、「人種差別撤廃条約」の趣旨を市民が正しく理解することができるよう、条約の普及・啓発に努めるとともに、外国人に対するいやがらせ、差別事象の撤廃を目指した啓発活動の充実に努めます。

ウ 国際交流の促進

外国人と市民との交流を促進するため、佐野市国際交流協会をはじめ、国

際交流事業を推進している民間団体や市民組織の各種事業が円滑に推進できるように支援します。

また、佐野市国際交流協会が実施している「翻訳・通訳ボランティア」登録事業及びその活用の支援に努めます。

② 在住外国人の支援

ア 多言語による生活情報の充実

外国人が本市で生活していくために必要な生活情報及びガイドブック等の多言語での提供や充実に取り組みます。

イ 日本語指導等の充実

佐野市日本語教室や外国人児童生徒教育拠点校を中心に、外国人児童生徒の日本語習得や教科補充、学校生活への適応指導などの充実を図るとともに、異文化交流や国際理解教育の推進・充実に取り組みます。

ウ 適正就労の推進

外国人労働者に対して不法な就労や不当な取扱いがなされないように、事業主等に対する啓発活動を推進します。

エ 多言語での相談体制の充実

市内で生活する外国人の言葉や文化、習慣等の違いにより発生する様々な問題や困りごとに対応するため、多言語での相談体制の充実を図り、解決の支援に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・国際人権規約
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律〈ヘイトスピーチ解消法〉
- ・出入国管理及び難民認定法
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

7 感染症に関する差別・ハンセン病患者及び元患者やその家族

(1) 現状と課題

H I V（※）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。治療法の進歩により、仮にH I Vに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることが可能となっています。

ハンセン病（※）についても、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され

るまで、長い間行われてきたハンセン病療養所への隔離政策により、ハンセン病患者や元患者およびその家族は、過酷な差別や偏見を受けてきました。

令和元（2019）年熊本地裁において、隔離政策がハンセン病患者家族に対する差別被害を発生させたこと等を理由に、国の一部敗訴の判決が出されました。そして同年「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」において、政府は、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発・人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むこととされました。

また、肝炎は、その多くがB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するもので、主に血液や体液を介して感染します。感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷や粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、そのほかに普段の生活の中で感染することはありません。

令和2（2020）年から始まる、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、感染された方をはじめ、その家族、治療に当たられている医療機関の関係者などに対して不当な取扱いをすることやインターネット上のサイトやSNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった差別や嫌がらせが問題となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の位置づけは、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、令和5（2023）年5月から「5類感染症」に移行しました。

このように、いまだに誤った情報や知識から、感染症に関することやハンセン病患者及び元患者やその家族への差別や偏見が解消されてはいません。今後は、関係機関と連携して、正しい情報や知識の普及啓発に努め、社会に根強く存在する差別や偏見の解消に向け努力することが求められています。

（2）施策の基本的方向

① 教育・啓発活動の推進

ア エイズ教育（性に関する指導）の推進と啓発

エイズやH I V感染に関する正しい情報や理解を深める啓発活動の推進を図ります。

学校教育においては、児童生徒がエイズに対する正しい知識を身に付けられるよう、養護教諭等と連携するなど指導方法を工夫し、児童生徒の発達の段階に応じたエイズ教育（性に関する指導）の充実に努めます。

イ ハンセン病に関する正しい知識の普及

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する差別や偏見を解消するため、正しい知識の普及を図る啓発活動に取り組めます。

② 自立・社会参加の支援

エイズ、ハンセン病、肝炎などの感染症患者や治癒した人々が、安心して自立した社会生活が送れるよう、関係機関と連携して、雇用主の理解を促進し、就労の機会の確保及び企業啓発の推進に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・らい予防法の廃止に関する法律
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律
- ・肝炎対策基本法
- ・肝炎対策の推進に関する基本的な指針

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットやスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、欠かせないものとなっています。しかし一方で、匿名性を悪用して、特定の個人を誹謗中傷する事も簡単にできてしまうため、SNS（※）を使用したいじめやハラスメント、名誉毀損やプライバシーの侵害など、人権に関わる問題が多発しています。

インターネットを利用した犯罪も問題となっており、コンピューターウィルスや不正アクセスなどにより、個人情報流出するような事案も起きています。高齢者等をターゲットとした、いわゆる「ネット詐欺」などの犯罪行為も後を絶ちません。また、こどもがスマートフォンやタブレット端末などから、有害サイトにアクセスしてしまい、事件や犯罪に巻き込まれる可能性も高くなっています。

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、令和4(2022)年10月、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）が改正され、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続）を創設するなどの見直しが行われました。本法律は、令和6(2024)年5月に改正法案が可決し、情報流通プラットフォーム対処法へ改正されました。

インターネット上の誹謗中傷は、厳正に対処すべき犯罪であるとして、令和4(2022)年7月施行の「刑法等の一部を改正する法律」では、侮辱罪の法定刑の引き上げが行われています。

本市では、人権侵害への適切な対応を図るとともに、利用者が、インターネットの危険性を正しく理解し、他の人の人権を侵害しないよう、個人の人権意識を高め、情報の収集・発信に関する正しい知識を身に付けるための啓発活動を実施しています。

(2) 施策の基本的方向

① 関係機関との連携

インターネットによる差別的表現の拡散や人権侵害に関する情報の掲載に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダ（※）等に対する申入れなどの適切な対応を行います。

② 教育・啓発活動の推進

市民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解のもとに、インターネットやスマートフォンを利用するようにモラルやルールについての教育・啓発を推進します。

学校においては、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進します。

インターネット上の消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者、若者等を中心に、インターネットの安全な使い方の啓発などを実施します。

<主な関係法令・計画等>

- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律〈プロバイダ責任制限法〉
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律

9 性的マイノリティに関する人権

(1) 現状と課題

近年、日本社会でも性の多様性に関する理解が進みつつあり、LGBT（※）という言葉を目にする機会が増えてきました。また、最近では、このLGBTという言葉に代わって、SOGI（※）という言葉が使われるようになってきました。しかし、性に関する人権は、まだまだ新しい考え方であることから、これを正しく認識し理解していくための教育や啓発が必要となっています。

私たちはこれまで、性別には「男性」と「女性」の2つしかないと認識してきました。しかし、性の多様性を考える場合、生物学的な意味での「性」とは別に、「性的指向」と「性自認（ジェンダーアイデンティティ）」を区別して考えることが大切であると知られるようになってきました。まず「性的指向」とは、「自分の恋愛感情がどのような対象に向かうのか」、を示すものですが、自認する性を基準に、「異性を好きになる人」、「同性を好きになる人」、「どちらの性も好きになる人」、「誰にも恋愛感情を抱かない人」、「性別で人を好きになりたくない人」など、様々であることが理解されるようになりました。

また、「性自認（ジェンダーアイデンティティ）」とは、「自分が自分の性をどの

ように認識しているか」を示すもので、「心の性」とも言われます。生物学的な身体の特徴で分けられる「身体の性」と、自分で認識している「心の性」は一致していると思われがちですが、「身体の性」と「心の性」が完全に一致している人もいれば、そうでない人もいます。また、両者の間で揺れ動いている人も少なからずいます。自分を「男性だと思う人」や「女性だと思う人」もいれば、「中性だと思う人」や「性別を決めたくない人」もいます。このように性別とは、「男性」と「女性」という2つの性に分けられるほど単純ではないことが理解されるようになりました。

多様な性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）がある中で、その少数者に属する人々（性的マイノリティ）は、自分を「普通ではない」と思い悩み、生きづらさや居場所のなさを感じています。中には、性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）をカミングアウト（※）することによって、「自分を偽ることなく生きたい」と思う人もいますが、差別や偏見を恐れて踏み切れないことも多く、またアウティング（※）による差別の問題もあり、周囲や社会の理解が必要となっています。

平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性別変更が可能となり、令和5（2023）年10月には生殖機能をなくす手術を性別変更の事実上の要件とする性同一性障害特例法の規定について、最高裁判決で違憲との判断が示されました。しかし、今もなお就職や医療の受診など、様々な課題が指摘されています。

本市では平成18（2006）年に施行した「佐野市男女共同参画推進条例」の中で、基本理念の一つとして取り組んできました。また、令和4（2022）年9月に「パートナーシップ宣誓制度」（※）を導入しており、講演会や啓発リーフレットの配布などを通じて性的マイノリティ（LGBT）に関する人権啓発を推進してきました。

性的マイノリティ（LGBT）に属する人々が様々な場面で困難を抱えていることを理解し、性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）は私たち一人ひとりの異なる個性として認め合い、誰もが生きやすい社会を作ること、そのための教育や啓発が、大きな課題となっています。

（2）施策の基本的方向

① 教育・啓発活動の推進

学校や家庭、職場や地域社会において、性的マイノリティ（LGBT）に属する人々が安心して学び、働き、暮らしていくことができるように、正しい理解と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。

② 自立・社会参加の支援

性的マイノリティに属する人々が、安心して自立した社会生活が送れるよう、専門的な知見を有する識者や団体等とも連携して、行政サービスを充実させていくとともに、就労の機会の確保や企業啓発を推進します。

<主な関係法令・計画等>

- ・ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
- ・ 佐野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

10 その他の人権課題

(1) 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族の人権について、社会的関心が高まってきています。事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きいだけでなく、一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、平穏な私生活の侵害など精神的苦痛にさらされがちです。

平成 17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、関連法の整備が進められています。しかし、制度面での改革だけではなく、無責任な噂や中傷などが生ずることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な対応が必要です。人権に対する配慮と保護が図られるよう、啓発活動を推進します。

<主な関係法令・計画等>

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律
- ・ 犯罪被害者等基本法
- ・ 佐野市犯罪被害者等支援条例

(2) アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道や東北地方の北部を中心に先住していた民族で、固有の文化を発展させてきました。しかし、明治維新以降、北海道開拓を進める明治政府によって制定された「北海道旧土人保護法」によって、土地を奪われ、生計手段の漁業や狩猟のほか、独自の習慣風習やアイヌ語の使用を禁じられてきました。こうした政策が長く続けられてきたことにより、アイヌ民族としての誇りや自尊心が奪われることになりました。

平成 9（1997）年に成立した通称「アイヌ文化振興法」によって、この北海道旧土人保護法は廃止されました。しかし、アイヌの人々が先住民族であることが法律の中に明記されるには、さらに平成 31（2019）年の通称「アイヌ新法」の成立まで待たなければなりません。この法律ではアイヌの人々が先住民族であることは明記されましたが、先住民族としての権利保障については何も述べられていません。

アイヌの人々に対する差別や偏見は未だに残っており、少数民族の歴史や文化、伝統を正しく理解し、それらを尊重する心を持つことが、差別や偏見の解消につながります。アイヌの人々と共生できる社会づくりに向けた啓発活動を推進します。

<主な関係法令・計画等>

- ・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律〈アイヌ文化振興法〉
- ・先住民族に関する国際連合宣言
- ・アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議
- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律〈アイヌ新法〉

(3) 犯罪や非行をした人

犯罪や非行をした人の中には、地域社会で生活していくうえで、様々な課題により、立ち直りに多くの困難を抱える場合もあるといわれており、保護司会や更生保護女性会による支援や助言とともに、社会復帰を果たしてきました。

犯罪や非行をした人やその家族が、社会的に孤立することなく、地域社会に復帰できるようにするためには、本人の強い意志と併せ、学校や家庭、地域社会や職場などでの理解と協力を得る必要があります。

そのため、差別や偏見をなくし、正しく理解するための「社会を明るくする運動」などの啓発活動をはじめ、かれらの生活支援や就労支援の推進に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・保護司法
- ・更生保護事業法
- ・再犯の防止等の推進に関する法律
- ・佐野市再犯防止推進計画（「第4期佐野市地域福祉計画、第4次佐野市地域福祉活動計画」内に包含）

(4) 拉致被害者

北朝鮮当局による拉致問題は、重大な人権侵害です。平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。

拉致被害者らの多くが高齢化しており、一刻も早い問題の解決が強く望まれています。拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ります。

<主な関係法令・計画等>

- ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

(5) 大規模災害の被災者・避難者

東日本大震災など大規模災害時において、避難所におけるプライバシーの問題や、高齢者や障がいのある人等の支援を必要とする方達への配慮等の問題があります。

また、近年頻発する台風や集中豪雨などによる自然災害時においても、人権に配慮した被災者支援や避難所運営の在り方が問われるようになっていきます。

こうした大規模な災害時においても、それぞれの人権が尊重されるよう努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・災害対策基本法
- ・大規模災害からの復興に関する法律

(6) ホームレス

様々な事情によって定まった住居を持たず、公園や路上等で生活をするホームレスの問題が存在しています。日本では1990年代のバブル崩壊に伴う倒産や失業によって、ホームレスが急増しました。政府の統計によれば、近年では公園や路上等で生活するホームレスの人数はたしかに減少傾向にあります。しかし、日雇い労働などで一時的な収入を得ながら、簡易宿泊所やネットカフェなどに長期にわたって寝泊まりする人たちは少なくなく、その実態は明らかになっていません。

一時居住や就業・医療相談等の際の相談窓口など、本人の人権が尊重されるよう努めます。また、差別や偏見をなくし、正しく理解するための啓発活動を推進します。

<主な関係法令・計画等>

- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- ・生活困窮者自立支援法

(7) 人身取引（トラフィッキング）による被害者

人身取引（トラフィッキング）は、「現代の奴隷制」とも言われ、重大な人権侵害であり、身近なところにも潜んでいる可能性があります。「日本に行けば良い仕事がある」という悪徳業者の言葉に騙されて来日した女性が風俗産業に従事させられる事案が後を絶ちません。インターネットを通じてモデル募集に応募した女性がアダルト動画への出演や売春行為を強要される事案も近年増加しています。こうした商業的な性的搾取を目的とした不法就労をはじめ、暴力や脅迫などの手段を用いた、賃金の未払いを含む劣悪な労働環境の中での強制労働などが国内外で深刻な問題となっています。

こうしたトラフィッキングは被害者に対して精神的・身体的な苦痛をもたらすことから、人身取引の犠牲とならないように、啓発活動を推進します。

<主な関係法令・計画等>

- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- ・ 児童福祉法
- ・ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）
- ・ 刑法
- ・ 出入国管理及び難民認定法
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- ・ 人身取引対策行動計画 2022

第3章 様々な場を通じた人権教育・啓発の推進

持続可能な開発目標（SDGs）の「目標4」は、「質の高い教育をみんなに」をキャッチフレーズとして、令和12（2030）年までに達成すべき7つの具体的な課題が示されています。それらの中では、質の高い幼児教育や就学前教育、初等教育や中等教育、そして職業教育や高等教育を、性別の区別なく受けることができるようにすることが謳われています。

世界の中でも日本は、識字率や義務教育の修了率がきわめて高い国ではありますが、より公正で質の高い教育を受けられるようにすることが求められています。とくに、教育におけるジェンダー格差をなくしていくことは重要な課題です。また、経済的に困窮していたり、障がいがあったり、あるいは、外国にルーツを持っていたりすることもたちや大人たちが、あらゆるレベルの教育や職業訓練を平等に受けることが目標の達成に向けて必要です。

また、目標4では、持続可能な開発を促進するために、すべての学習者が、学校教育や社会教育などの中で、持続可能な開発のための教育（ESD）をはじめ、人権やジェンダー、平和や非暴力、グローバル・シティズンシップや文化の多様性などに関する教育や学習を通じて、必要な知識や技能を習得できるようになることが求められています。

こうした観点から、これまで蓄積してきた知見や経験を活かした人権教育・啓発を一層推進していくとともに、人権の概念やその内容が拡大するなかで、新たな人権教育・啓発を、以下のような様々な場を通じて展開していきます。

1 学校等

（1）現状と課題

本市では「佐野市人権教育基本方針」に基づき、様々な人権問題の解決を目指し、人権教育を積極的に推進しています。

学校教育では、同和教育の成果を踏まえ、児童生徒の発達の段階に即しながら、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重・生命尊重の教育活動を推進してきました。いじめや不登校、虐待等についても、早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携を図りながら対応しています。しかし、インターネットやスマートフォン・携帯電話等によるいじめ、誹謗中傷など新たな課題も含め、こどもの人権に関わる問題は依然として存在しています。

そこで、各学校では、児童生徒一人ひとりを大切にした教育を通して、自尊感情や自他の生命を尊重する心を育むとともに、いじめなど様々な人権問題について自ら考え、主体的に解決しようとする意欲や、実践力の育成に努めてきました。

指導に当たっては、教職員による指針や価値観の押し付けではなく、こどもたちが既成の概念や道徳観に縛られずに、人権について自由かつ多面的に議論し、主体的な表現力や批判的な思考力を養って、自分の言葉で人権を語るように配慮する必要があります。

今後も引き続き研究指定校を中心に、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにする」ための指導の在り方について、研究を重ねていく必要があります。

また、教職員一人ひとりが、学校教育における人権教育の重要性を自覚し、人権問題の解決に向けた教育に積極的に取り組めるよう、研修内容の工夫・改善を図ることが必要です。

また、保育所等では、人間形成の基礎が培われる大切な時期にある乳幼児が、将来、豊かな人間性を育む保育の充実に努めています。また、家庭との連携のもと、保育内容の充実に努めるとともに職員の研修や研究体制の充実に努めながら、人権を大切にする心の育成を図っています。

今後も、保育所等における乳幼児の人権教育を推進するためには、こどもたちの発達の段階を考慮し、家庭との連携を図りながらきめ細かな保育等を実践することが必要です。

（２）施策の基本的方向

① 就学前教育活動における人権教育

公立保育所においては、乳幼児の発達の段階に合わせて豊かな心を育て人権を大切にする心を育む保育の充実に努めます。

また、民間の認定こども園、幼稚園及び保育所等においても、人権を大切にする心を育む教育の充実が図れるよう支援します。

② 学校教育における人権教育

全教職員が、教育活動や学校生活の全体を通じて、一人ひとりを大切にする教育を推進し、望ましい人間関係や児童生徒の人権意識の醸成を図ります。指導に当たっては、児童生徒の発達の段階に即しながら、「豊かな人間性を育てる」、「人権意識を高める」、「人権が尊重された雰囲気や環境をつくる」という３つの目的を掲げて取り組み、人権尊重の精神の涵養を図ります。

ア 豊かな人間性を育成する教育の充実

生命を尊重する心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心などを育成するために、各教科や特別の教科道徳、総合的な学習の時間を活用するとともに、ボランティア活動、高齢者や障がいのある人等との交流活動などの豊かな体験活動の充実に努めます。また、「心のさのし合言葉」(※)の周知徹底を図り、学校・家庭・地域の連携を図った心の教育の推進に努めます。

イ 人権意識を高める指導の充実

部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題や人権の歴史等についての学習を、計画的・系統的に行い、正しい知識の習得や人権尊重の意識の高揚を図ります。

また、児童生徒自らがいじめなどの身の回りの問題に目を向け、話し合う機会を設けて、様々な人権問題を主体的に解決しようとする意欲と実践力の育成に努めます。

ウ 人権が尊重された雰囲気醸成や環境整備の充実

児童生徒一人ひとりの人権が尊重された学習環境・言語環境・教室環境づくりに努めます。掲示物や、教職員の言葉かけ等を含めて、児童生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような学習内容や環境を工夫することで、自尊感情を育むとともに、互いの良さを見つけ認め合える人間関係づくりに努めます。

③ 学校・家庭・地域社会の連携

人権尊重の精神や態度は、乳幼児期の家庭教育に始まり、保育所、幼稚園及び認定こども園、小学校及び義務教育学校前期課程、中学校及び義務教育学校後期課程、高等学校にかけての教育、さらには、地域社会との関わりの中で培われます。そこで、幼児、児童生徒が人権について学習し、人権に関わるあらゆる問題を主体的に解決しようとする意欲と実践力を養うため、学校、家庭、地域社会で連携しながら人権教育を推進します。

2 家 庭

（1）現状と課題

家庭は、家族のふれあいを通して、人権の尊重、生命の尊さなどを学ぶ場であり、こどもの人格形成に大きな役割を果たします。

しかし、少子化、核家族化などの家庭を取りまく環境の変化や、基本的な生活習慣等を身に付ける上で重要な場である家庭での養育力や教育力の脆弱化に伴い、こどもへの虐待、親への暴力などの人権問題が生じています。

また、近年では、こどもの貧困に象徴されるように、経済的に困窮する家庭のこどもたちや親たちが深刻な状況にあることが明らかになっています。こうした家庭ではこどもの教育費すら切り詰めなければならない、所得格差が教育格差を生み出す貧困の連鎖に陥っております。

さらに、高齢化社会の到来によって、寝たきりや認知症など介護や支援を必要とする高齢者が増えており、要介護者を抱える家族の心身の負担は非常に重くなっています。その結果、良好な人間関係が損なわれ、介護を必要とする高齢者への虐待や介護の放棄などの事態が生じてきます。さらに、家庭内での夫から妻へ

の暴力等、女性の人権侵害も大きな問題となっています。

こうした状況から、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供が重要となり、家庭との綿密な連携の下、相談体制の充実や人権教育・啓発の推進に努めていく必要があります。加えて、関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、それに携わる関係職員の資質の向上を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 家庭教育及びこどもの健やかな成長と子育て支援事業の推進

家庭での養育力や教育力の向上を図るため、家庭教育をはじめとする子育て支援事業を推進します。

② 相談体制の充実

家庭内におけるこども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待や女性への暴力に関する相談体制の充実に努めます。

③ 関係団体との連携及び学習支援

P T Aを始めとする社会教育関係団体との連携を深め、人権教育・啓発を推進するとともに、各種関係団体への学習活動の支援に努めます。

④ 学習機会の充実及び情報提供

一人ひとりの人権を大切にする家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、家庭や住み良い社会づくりに関する情報の提供に努めます。

⑤ こどもの健全な成長や「こどもの貧困」への対応

ひとり親家庭等への就業支援、子育て・生活支援、こどもへの支援、養育費の確保、経済支援などの総合的な支援施策の強化を図ります。

⑥ 人権意識の啓発

家族が互いの人権を尊重しながら、家事、育児、介護などについて、従来からの固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、相互に協力し、支え合って家庭生活を送ることができるよう人権意識の啓発に取り組みます。

3 地域社会

(1) 現状と課題

市民一人ひとりが地域社会の中で豊かで充実した生活を過ごすためには、人権が尊重され、人権意識が根付いていなければなりません。そのためには、いつでも、どこでも、誰でもが、人権について自ら学習できる機会の充実を図ることが

必要です。これまで長年にわたり、同和教育を中心とする人権教育を社会教育活動の中に位置付け、地域住民の人権に関わる課題に即した学習機会の提供に努めてきました。

隣保館においては人権講演会や街頭啓発、隣保館だよりの発行等、集会所においては、こども学習会や人権学習会等を通じて人権啓発活動を実施してきました。また、公民館においては、人権問題に関する講座や講演会を開催して人権意識の高揚を図ってきました。

今後は、知識伝達型の学習から、人権問題を市民自らの課題として捉え、SDGsを視野に入れた問題解決や目標達成に向けて、行動できるようになるための参加体験型学習への転換が必要です。そのためには、人権問題と密接な関係にある国内外の様々な社会問題や地球的課題を学習する機会の創出をはじめ、関連する情報の提供、相談体制の整備や充実を専門家や関連団体などと連携協力しながら図っていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 多様な学習機会・相談体制などの充実

市民一人ひとりが、生涯にわたり人権やこれに関する多様な学習や相談が受けられるよう、学習内容や学習機会、連携協力や相談体制の整備、充実に努めます。

② 啓発内容・方法の改善充実

多くの市民の人権意識の高揚を目指し、学習効果が期待できる啓発内容、方法の改善に努めます。

③ 新たな人権教育を推進する指導者養成

地域社会において、SDGsを視野に入れた効果的な人権教育・啓発活動を新たに推進していくために指導者の養成に努めます。

④ 人権啓発の充実

隣保館・田沼福祉コミュニティセンターでは、人権尊重についての正しい認識と理解を得るため、地域に密着した啓発・広報活動を行います。

⑤ 交流学習・交流事業の充実

集会所や公民館等での学習においては、参加しやすく、自由に意見交換ができ、地域住民の相互理解が図れる交流学習や交流事業の充実に取り組みます。

4 企業・団体等

(1) 現状と課題

企業は、経済活動を通して、地域社会に大きな影響力を持っており、経営の安定と人権が尊重される地域社会づくりの実現に向け大きな責任を担っています。

また、企業の社会的責任（※）として、環境対策や、社会貢献、法律遵守、人権擁護などの社会的側面においても責任を果たすことが重要となっており、「男女雇用機会均等法」、「障害者雇用促進法」、「女性活躍推進法」や「高年齢者雇用安定法」等の趣旨を踏まえ、女性や高齢者、障がいのある人等が働きやすい職場づくりに努める必要があります。特に働く場における女性の活躍が求められており、人材育成や働き方改革などを推進する必要があります。特にSDGsとの関連で言えば、17の目標の実現に向けて、企業が果たす役割は重大であり、地域においても、行政機関をはじめ、学校などの教育機関や地域内の多様な団体との連携協力を進めていく必要もあります。

また、団体等も社会を構成する一員であるという観点から、地域社会に対する責任を担っており、企業と同様、人権尊重思想の普及高揚に努める必要があります。団体等に対しても、人権教育・啓発の取組を期待し、その実施に当たっては、必要に応じ支援する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

① 企業等に対する研修会の開催

経営者、公正採用選考人権啓発推進員、人事担当者等が、人権問題だけでなく、SDGsなどの地球的課題についても正しい認識と理解を深め、人権尊重の理念やその内容を身に付けるように研修会を開催します。

② 人権教育推進のための講師紹介

企業等の人権教育などの研修が実施しやすいように、講師紹介等の支援に努めます。

③ 研修教材の作成・配布による支援

企業等に対して研修教材としてのリーフレット等の作成及び配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。

④ 企業の取組の推進

男女が働きやすい職場づくりや女性の活躍に取り組んでいる企業を表彰します。また、取組を公表することで、他の企業への意識啓発を図ります。

⑤ 相談体制の充実

就職の機会均等や雇用の安定を図るため、公共職業安定所など関係機関と連携を密にし、就労相談の充実に努めます。

第4章 人権に関わりの深い職業従事者に対する 人権教育・啓発の推進

行政組織は各部局を通じて、市民サービスを提供し、住民や地域社会が直面する様々な問題の解決に取り組んでいます。そして、その取組はいずれもSDGsの17の目標と直接的あるいは間接的なつながりがあります。逆に、17の目標を達成するということは、人権を尊重しこれを擁護することでもあるので、各部局がそれぞれの業務に取り組むということは、人権の尊重と擁護に直結していることになります。すなわち、行政組織の中で仕事をするということ、あるいは、行政組織と共に仕事をするということは、その仕事がどのようなものであったとしても、人権問題を解決したり、人権を尊重し擁護することに他ならないのです。

このような観点に立つと、行政職員はもちろん、行政と連携協力しながら仕事をする職業従事者は、自分の業務や職責と人権との関わり合い、そして、人権問題と他の多様で複雑な社会問題や地球的課題との関わり合いに気づき、その意味や関係性を理解することが重要となります。

そこで本市では、以下のような関係者を対象とした人権教育・啓発を今後も推進していくこととします。また、脆弱な立場に置かれやすい女性、こども、高齢者、障がいのある人、そして、外国人などの医療や介護、福祉や健康、そして教育や育児などに関する問題を解決し、課題に対する施策を進めていくためにも、人権尊重を基盤とした関係部局間の相互の連携協力が不可欠であることから、そうした課題意識を醸成し、実施体制を構築していくこととします。

1 市職員等

(1) 行政職員

市職員（会計年度任用職員を含む）は、人権に関する豊かな感覚と知見を持つことにより、すべての人々の多様な人権に配慮した市民サービスの遂行が可能になります。

本市では、人権問題やこれと関連する国内外の多様な社会課題への理解を深めるため、管理者対象の研修や職場研修などを行っています。特に職場研修については、管理者研修を受講した所属長が中心となり、所属職員を対象に、全職場で行っています。

今後も、これまでの研修の成果と手法の評価を踏まえ、研修の充実を図るとともに、自己啓発等を支援し、市職員の人権意識の高揚に取り組めます。

(2) 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体の安全及び財産を火災等の災害から守ることを職務とし、その活動が市民生活と密接に関わっていることから、豊かな人権感覚を身に付けて任務を遂行することが求められています。

そのため、消防職員に対しては、日常の職場を通しての研修の充実を図るとともに、人権課題への対応を含めた職員の自己啓発等を支援し、職員の人権意識の高揚に取り組めます。

2 教職員・社会教育関係者

学校、保育所、幼稚園及び認定こども園において人権教育の推進を図るためには、すべての教職員や保育士の人権意識の高揚を図ることが必要です。

そこで、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題やこれと関連する国内外の多様な社会課題について正しい認識と理解を深めるため、校（園）内研修等を計画的に実施するとともに、こどもたちの発達段階に即した指導・学習方法や、保護者への啓発など、実践的な取組について研究協議し、人権教育やこれと関連する教育活動の充実を図ります。

また、社会教育関係者については、地域社会での指導者として、様々な人権問題やこれと関連する国内外の多様な社会課題について認識と理解を深めるとともに、人権とこれに関わる問題の解決に資することができるよう、研修の充実に努めます。

3 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者は、人々の生命や健康の維持及び増進に直接関わる立場にあり、患者やその家族等のプライバシーに対する配慮や、人権意識に根ざした行動や判断が求められています。

そこで、医療関係者に対し、インフォームド・コンセント（※）の理念の普及や、人権意識を向上させるための教育や啓発に取り組むやすいよう努めます。

4 福祉関係者

民生委員児童委員、ケアマネージャー（介護支援専門員）やホームヘルパー（訪問介護員）などの介護サービス関係者やその他福祉施設職員等の福祉関係者は、高齢者、障がいのある人、こども等の社会的弱者の介護や、生活相談等に深く関わる立場にあり、業務の遂行に当たり、個人のプライバシーに対する配慮や人権意識に根ざした行動や判断が求められています。

そこで、福祉関係者に対しては、職業的倫理の徹底を図るとともに、人権教育・啓発が推進されるよう要請や支援を積極的に行います。

5 マスメディア関係者

情報化時代を迎えた今日では、マスメディアが世論の形成に及ぼす影響力は極めて大きく、人権を擁護する啓発手段である一方、人権を侵害する危険もはらんでいます。

そのため、関係者の自主的な人権教育の取組を期待し、行政からもその取組を支援します。

また、本市のケーブルテレビの活用においても十分検討し、市のPR番組の編成では、人権尊重の視点に立ったものになるよう配慮するとともに、関係者の人権教育・啓発の取組がなされるよう要請や支援を行います。

第5章 基本計画の推進

(現計画を再掲)

1 基本計画の推進体制

この基本計画の実施に当たっては、人権行政施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に設置した「佐野市人権対策推進本部」を中心に、全庁体制で関係部課が相互に連携し、協力し合いながら関係施策を推進していきます。

また、関係部課においては、この基本計画の理念や趣旨を十分に踏まえ、関係諸施策を実施します。

さらに、市内の関係機関・団体等の代表者で組織する「佐野市人権対策推進実行委員会」を中心として、基本計画の全市的な推進を図ります。

2 国・県、企業等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進し、この基本計画を実効性あるものとするためには、国・県、企業等との緊密な連携を図りながら、幅広い取組が必要です。

そこで、これまでの様々な人権問題に対する教育・啓発の取組の経過と成果を基に、国・県、企業等と協調して、この基本計画の推進に努めます。

さらに、全市民的な人権教育・啓発の推進を図るためには、行政の取組はもちろん、企業等における民間の様々な部門において、自主的及び積極的な取組が必要となります。

企業、各種団体等との連携を図り、人権問題に対する自主的な取組を促進するとともに、人権教育・啓発がより取り組みやすいように支援します。

3 基本計画の進捗管理と見直し

この基本計画の進捗状況については、定期的に進捗管理を行い、その結果を施策に反映します。

また、この基本計画は、国、県の動向及び社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

用語解説

用語解説の用語は、アルファベット順、50音順に並んでいます。

【アルファベット】

【L】

- L G B T (エル・ジー・ビー・ティー)

L・レズビアン(女性同性愛者)、G・ゲイ(男性同性愛者)、B・バイセクシュアル(両性愛者)、T・トランスジェンダー(身体の性と心の性が一致していない人)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを意味する呼称のひとつです。

Q・クエスチョニング(性的指向や性自認が未定)またはQ・クイア(性別にとられない人)を加えたL G B T Qや、L G B T Q+ (他にも様々なセクシュアリティがある)といった言葉を使う事もあります。性的少数者はL G B Tだけに分類されるものではないことから、次のS O G Iという言葉が使用されるようになっていきます。

【H】

- H I V (エイチアイブイ)(英語表記: Human Immunodeficiency Virus)

ヒト免疫不全ウイルスと言い、身体の免疫力が弱くなり、本来であれば発症しない感染症を発症してしまう、後天性免疫不全症候群(エイズ: A I D S)を引き起こすウイルスの名称です。

H I Vの感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限定されており、握手や食器の共用など、日常生活での接触では感染することはありません。

【S】

- S D G s (エスディーゼーズ)(英語表記: Sustainable Development Goals)

日本語では、持続可能な開発目標と言い、平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された合意文書「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するために、貧困や飢餓、健康や福祉、教育や働きがい、ジェンダーや不平等、水やエネルギー、技術革新やまちづくり、気候変動や地球環境、そして、人権や平和などに関わる17の目標と、169の具体的なターゲットから構成されています。

- S N S (エスエヌエス)(英語表記: Social Networking Service)

インターネットを介して、人と人とのつながりやコミュニケーションを促進・サポートする、コミュニティ型のサービスのことです。

- S O G I (ソジ)(英語表記: Sexual Orientation and Gender Identity)

性的指向と性自認を表す英語表記の頭文字を取った言葉です。L G B Tが性的マイノリティの人々を意味するのに対し、S O G Iは誰もが持っている性的指向と性自認という属性や特徴を意味しています。

【あ行】

- アウティング
カミングアウトを受けた人などが、本人の了解なく、性的少数者であることを他人に暴露することです。自分のセクシュアリティを知られたくない当事者にとっては大きな人権侵害となります。
- インクルーシブ教育システム
障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。
- インフォームド・コンセント
患者個人の権利と医師の義務という見地から見た法的概念であり、医療関係者が、患者の診断や治療に当たって十分な説明を行い、患者がそれを理解、納得、同意した上で、医療行為を進めることです。

【か行】

- カミングアウト
性的少数者であることを告白することで、自分の性を受け入れ、肯定する過程でもあり、自分らしく生きていくための手段の一つです。
- 企業の社会的責任（C S R）（シーエスアール）（英語表記：Corporate Social Responsibility）
企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者からの信頼を得るための企業の在り方です。
- 旧優生保護法
旧優生保護法は、「不良な子孫の出生防止」を目的として昭和 23（1948）年に制定された法律で、障がいや精神疾患と理由に本人の同意がない不妊手術や中絶を認めていました。平成 8（1996）年に母体保護法へ改正され、差別的な規定は削除されました。
- 心のさのし合言葉
本市の心の教育をより一層充実することを目指し、誰もが親しめる合言葉を公募し、選考委員会での審査を経て決定しました。この合言葉は、ポスターやクリアファイルにして広く啓発しています。
さわやかに 返事・あいさつ・明るい笑顔
のびる子は 早寝・早起き・朝ごはん
しっかりと ルール守って 安全・安心まちづくり

○ 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

○ こどもの貧困

こどもの貧困とは、こどもたちが相対的貧困の中に置かれ、「普通の生活」を送ることができず、たとえば、次のような状態にあることを意味します。

- ・家庭の経済的な理由で、修学旅行に参加できない。
- ・同じく、大学への進学を諦めてしまう。
- ・食費を切り詰めるために、十分な食事を取らない。
- ・家計を助けるために、毎日のようにアルバイトをしている。

特に、ひとり親家庭（主に母子家庭）の相対的貧困率は50%を越えています。

【さ行】

○ 持続可能な開発のための教育（E S D）（イーエスディー）（英語表記：Education for Sustainable Development）

持続可能な開発を進めていくためには教育の果たす役割が大きいことから、国連は平成17～26（2005～2014）年までの10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」として、その普及と推進を図りました。教育目標を定めたSDGsの「目標4」の中にもESDが盛り込まれています。

○ 女性のエンパワーメント

エンパワーメントとは「力をつけること」の意味であり、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で男性と同等な権限や機会を持った存在となり、能力を発揮し、行動していくことが重要となります。

○ 性と生殖に関する健康と権利（S R H R）（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

英語表記：Sexual and Reproductive Health and Rights は、次の4つの概念を組み合わせた言葉です。

・セクシュアル・ヘルス

自分の性に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていることです。

・リプロダクティブ・ヘルス

妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシュアルな人（無性愛、非性愛の人）問わず、心身ともに満たされ健康にいられることです。

・セクシュアル・ライツ

セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のことです。

自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（男か女かそのどちらでもないか）を自分で決められる権利です。

・リプロダクティブ・ライツ

産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利です。

妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利です。

○ セクシュアル・ハラスメント〔略称：セクハラ〕

性的嫌がらせのことです。男女共同参画会議の報告書では、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものであるとしています。

○ 相対的貧困

「貧困」の定義には、衣食住が満たされず、人間としての最低限の生活ができない「絶対的貧困」と、その国の生活水準や文化水準に比べると困窮した状態にある「相対的貧困」の2つがあります。前者は食べるものがなくて餓死してしまうような状況ですが、生活保護の制度のある日本では、絶対的貧困の人はごく少数であると言えます。後者は、一人当たりの等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態を指しますが、その金額（令和3（2021）年）は1人世帯の場合は127万円以下、4人家族の場合は254万円以下となります。なお、「等価可処分所得」とは、世帯の年間の収入から税金や社会保障費などを差し引いた所得を、世帯の人数で調整した金額のことです。

【た行】

○ ドメスティック・バイオレンス〔略称DV〕

DV防止法では、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手からの暴力と定義しています。

【な行】

○ ノーマライゼーション

障がいのある人や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整えるなどして、あらゆる人が共に暮らしていける社会こそ正常な社会であるという考え方です。

【は行】

○ パートナーシップ宣誓制度

この制度は、性的マイノリティ（LGBT）当事者の関係を認めることで、その悩みや生きづらさの軽減につなげるとともに、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指しています。

○ ハラスメント

相手に対する嫌がらせのことです。上記のほかに、パワー・ハラスメント（職場や職務上の地位などの優位性を利用した嫌がらせ）、モラル・ハラスメント（言葉や態度等によって行われる精神的な嫌がらせ）などがあります。

○ バリアフリー

バリアとは、障害、障壁ということで、それを取り除くことをバリアフリーといいます。主に建築用語として使用されますが、高齢者等が社会参加する上での、制度的、物理的、意識的障壁の除去という意味でも使われます。

○ ハンセン病

明治6（1873）年にノルウェーの医師ハンセンによって発見された「らい菌」による感染症で、感染し発病すると末梢神経や皮膚を侵す病気です。ただし感染力はとても弱く、感染しても自然治癒することもあり、発症は極めて少なく、遺伝する病気ではありません。現在では特効薬により完治する病気となりました。

○ プロバイダ

インターネットに接続するためのサービスを提供する企業あるいは団体で、日本では電気通信事業者の一つとして位置付けられています。

○ ヘイトスピーチ

国籍や出身地、人種や民族、宗教や性別など、本人の意思では変更することが不可能または困難な属性を理由に、特定の個人や集団を攻撃し、侮辱する差別的で排外的な言動のことです。

【ま行】

○ マタニティ・ハラスメント〔略称：マタハラ〕

職場などにおいて、就業中の女性が、妊娠・出産・育児などをきっかけに、精神的あるいは肉体的な嫌がらせや、解雇や減給などの不当な扱いを受けることをいいます。

【や行】

○ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものことをいいます。ヤングケアラーは、年齢や成長に見合わない責任や負担の重さにより、勉強や友達との関係などがうまくいかないことがあります。

○ ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人々がわかりやすく、利用しやすいように製品、建物、空間等を設計することです。

資 料 編



世界人権宣言

1948年12月10日

国際連合第3回総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又

は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人種及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進

するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

持続可能な開発目標（SDGs）



1 貧困をなくそう



目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。

2 飢餓をゼロに



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3 すべての人に健康と福祉を



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4 質の高い教育をみんなに



目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

5 ジェンダー平等を実現しよう



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。

6 安全な水とトイレを世界中に



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

8 働きがいも経済成長も



目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10 人や国の不平等をなくそう



目標10【不平等】

国内及び各国国家間の不平等を是正する。

11 住み続けられるまちづくりを



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12 つくる責任 つかう責任



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する。

13 気候変動に具体的な対策を



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14 海の豊かさを守ろう



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15 陸の豊かさも守ろう



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16 平和と公正をすべての人に



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 パートナリシップで目標を達成しよう



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」
外務省国際協力局（2017.3）

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職業その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施設に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

栃木県人権尊重の社会づくり条例

平成15年3月18日

栃木県条例第2号

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち一人一人が、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るように努めなければならない。

(県民の責務)

第3条 県民は、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(県と市町村との協力)

第4条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に関し、相互に協力するものとする。

(施策の基本方針)

第5条 知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

い。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向
 - (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
 - (3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(栃木県人権施策推進審議会)

- 第6条 前条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
 - 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
 - 4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村の長及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
 - 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 省略

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 省略

佐野市自治基本条例

平成30年10月2日

条例第38号

私たちのまち佐野市は、清らかな水と美しい緑、唐沢山城跡や天明鋳物などの薫り高い歴史と文化、交通の要衝としての地の利、地域の特色をいかした産業、これらを併せ持つ魅力あるまちである。

私たちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、夢や希望を育み、生き生きと暮らせる住みよいまちを築き、次の世代に引き継がなければならない。

私たちは、一人一人が自治の担い手であることを自覚し、自ら考え、行動するとともに、お互いを尊重し、助け合って、自治を推進する必要がある。

ここに、本市の自治に関する基本理念を明らかにし、自治に関する基本的な事項を定めるため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治に関する基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議会の議員の責務、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の責務その他の自治に関する基本的な事項を定めることにより、自治を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自治 市民、町会等、市民活動団体及び市が、自己の意思及び責任において、まちづくりを行うことをいう。
- （2） 市民 市の区域内に住所を有する者をいう。
- （3） 町会等 町会その他の市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- （4） 市民活動団体 まちづくりを行うことを主たる目的とし、継続的に市の区域内において当該まちづくりを行う団体をいう。
- （5） まちづくり 市民の福祉の向上を図るための活動をいう。
- （6） 参画 責任を持って、主体的に参加することをいう。
- （7） 協働 責任を持って、対等の立場において目的の遂行のために相互に協力することをいう。
- （8） 事業者 市の区域内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体（市の区域内に本店又は主たる事務所を有する法人、町会等及び市民活動団体を除く。）をいう。

（この条例の位置付け）

第3条 この条例は、本市における自治の基本となるものであり、最大限尊重されなければならない。

2 市は、他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

（基本理念）

第4条 本市の自治は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 市民が主体であること。
- （2） 参画又は協働を旨とすること。
- （3） 佐野市民憲章（平成19年佐野市告示第51号）に定めるまちの実現を目指すこと。
- （4） 人権が尊重されるとともに、個性及び能力を十分に発揮することができることを目指すこと。
- （5） 安全で安心して暮らせることを目指すこと。
- （6） 本市のこども一人一人が、健やかに成長し、次代の社会を担うことができることを目指すこと。

（市民の権利）

第5条 市民は、市政に関する情報について、公開を求める権利を有する。

2 市民は、市政への参画をする権利を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自治を推進する責務を有する。

- 2 市民は、自治への参画（市政への参画を除く。）又は協働をする責務を有する。
- 3 市民は、自治への参画又は協働に当たっては、責任ある行動及び発言をしなければならない。
- 4 市民は、自治を推進するためにその知識の習得に努めるとともに、自治を継続させるために次代の自治を担う人材の育成に努めるものとする。

（町会等及び市民活動団体の責務）

第7条 町会等は、地域の連帯感の向上を図り、及び課題の解決に取り組むよう努めるとともに、自治を推進するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その特性をいかし、自治を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員として、自治の推進に協力するよう努めるものとする。

（参画の機会）

第9条 市は、市政への参画の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市民、町会等、市民活動団体及び市は、こどものまちづくりへの参画の機会を設けるよう努めるものとする。

（協働による自治）

第10条 市民、町会等、市民活動団体及び市は、適切な役割分担及び相互の連携の下に、協働による自治を行うよう努めるものとする。

2 事業者及び市の区域内において学ぶ者又は働く者（市民を除く。）は、協働による自治に協力するよう努めるものとする。

（住民投票）

第 11 条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票ごとに、別に条例で定める。

（議会及び議会の議員の責務）

第 12 条 議会及び議会の議員は、基本理念にのっとり、自治を推進する責務を有する。

2 議会及び議会の議員は、市民の信託に応え、市民の意見が自治に反映されるよう努めなければならない。

（市長の責務）

第 13 条 市長は、基本理念にのっとり、自治を推進する責務を有する。

2 市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

3 市長は、市民又は市を取り巻く社会経済情勢の変化を勘案し、市政を執行するよう努めなければならない。

（市長以外の執行機関の責務）

第 14 条 市長以外の執行機関は、基本理念にのっとり、自治を推進する責務を有する。

2 市長以外の執行機関は、公正かつ誠実にその所管する事務を執行しなければならない。

（職員の責務）

第 15 条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければならない。

2 職員は、職務遂行又は研修により、自ら職務遂行能力及び資質の向上に努めなければならない。

（市政の運営の原則）

第 16 条 市は、市民に対し、市政に関する情報を公開するとともに、当該情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

2 市は、その財産を効果的かつ効率的に活用するとともに、その財政の健全な運営に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

3 市は、効果的かつ効率的な市政の運営を図るため、事務又は事業について評価を行い、その結果を予算の編成、当該事務又は事業の見直し等に活用するものとする。

4 任命権者は、職員を適切に指導監督し、職員の職務遂行能力及び資質の向上に努めなければならない。

（意見公募手続）

第 17 条 市長等は、政策等の策定の過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進するため、その過程において、当該政策

等の内容その他必要な事項を広く市民等に対して公表し、その意見を求めるものとする。

- 2 市長等は、前項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施して政策等を策定したときは、提出された意見、当該意見に対する市長等の考え等を公表するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、意見公募手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（総合的かつ計画的な市政の運営を図るための計画）

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、次に掲げる計画を策定しなければならない。

（1） 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための構想

（2） 前号の構想の実現を図るための計画

- 2 市長は、前項第1号の構想の策定に当たっては、市民に意見を求めるとともに、市民の参画の機会を設けるものとする。

（危機管理）

第19条 市長は、災害、事故等の発生時において、市民（市民以外の者で市の区域内において学ぶもの又は働くものを含む。以下この条において同じ。）の生命、身体及び財産を保護するため、次に掲げる体制の整備に努めなければならない。

（1） 災害、事故等に対して迅速かつ的確に対応する体制

（2） 適正な役割分担の下に市民、町会等及び事業者との緊密な連携を図ることができる体制

- 2 市長は、災害、事故等の発生時において、市民が自助及び共助をすることができるようにするため、災害、事故等の対策に対する知識の普及、地域における当該対策に係る組織の育成及び支援その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市民は、災害、事故等の発生時において、自らを守るとともに、地域及び市と協力して対応しなければならない。

（交流）

第20条 市民及び市は、市民以外の者との交流を推進し、その交流から得られた知識及び経験を自治に反映させるよう努めるものとする。

（連携）

第21条 市は、自治を推進するため、国、他の地方公共団体及び法人その他の団体との連携協力を図るものとする。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画（改訂版）

令和2（2020）年3月
（令和7（2025）年3月改訂）

発行 佐野市
編集 佐野市市民生活部人権・男女共同参画課
〒327-0398 栃木県佐野市田沼町 974 番地 3
TEL 0283-61-1140
FAX 0283-61-1142
E-mail jinkendanjyo@city.sano.lg.jp
URL <https://www.city.sano.lg.jp>